

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

告示
道路の区域の変更(道路整備課)
道路の供用の開始(道路整備課)



山口県告示第二百三三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成十八年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

道路の種類 一般国道
路線名 四九一号
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
長門市油谷河原字立尾四二七の一地 先から	旧	最狭 一六・六 最広 二二・二	五七・五	

同市油谷河原 同字四二三の二地先
まで

新	最狭 一九・七	五七・五	道路改良工事の 完了による。
---	------------	------	-------------------

道路の種類 県道
路線名 光上関線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
熊毛郡上関町大字長島字稻積八七六 の一地先から 同郡同町 同大字字前赤石九四二 の一地先まで	新 旧	最狭 一四・〇 最広 四二・〇	三八六・〇	道路改良工事の 完了による。

道路の種類 県道
路線名 獺越下松線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
周南市大字八代字鬼石三三〇の一〇 地先から 同市 同大字 同字三三〇の四〇地 先まで	新 旧	最狭 二一・八 最広 三八・四	一三六・三	道路改良工事の 完了による。

山口県告示第二百四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成十八年三月三十一日から山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

平成十八年三月三十一日印刷
 平成十八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 瀬下松線 同市周南市大字八代字鬼石三三〇の四〇地先から 同市同大字同字三三〇の四〇地先まで	供用開始の区間	平成十八年四月一日
県道 光上関線 熊毛郡上関町大字長島字稻積八七六の一〇地先から 同郡同町同大字字前赤石九四二の一〇地先まで	供用開始の区間	平成十八年四月一日
一般国道 四九一 同市油谷河原 長門市油谷河原字立尾四二七の二地先から 同市油谷河原字立尾四二七の二地先まで	供用開始の区間	平成十八年四月一日